

鹿嶋市復興推進計画

茨城県鹿嶋市

1. 計画の区域

鹿嶋市全域

2. 計画の目標

本市は、東日本大震災によって震度6弱及び震度5強の地震が発生、地震そのものの揺れに加え、津波や液状化によって甚大な被害を受け、公共関連施設の被害総額は230億円超となり、商工業の被害総額は1,000億円超となった。また、広範囲にわたり電力供給が停止し、本市の産業の中核である製鉄事業を営む新日鐵住金株式会社が3か月近くもの間稼働停止に追い込まれるなど、地域経済に甚大な被害が生じた。

こうした震災の経験と教訓を踏まえ、本市においては、電力コストをはじめとするインフラコストの低減など、生産効率の合理化を通じた製鉄事業者の体力強化を支援するとともに、震災前からの課題であった地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全に向けた取り組みの推進等に資する企業の体力強化に向けた支援を進める。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全のための中核的な役割を担う企業の設備投資を支援し、その体力強化に向けた取り組みを促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する鹿島共同火力株式会社（以下「対象事業者」という。）が、鹿島臨海工業地帯において鹿島共同発電所5号機を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市では、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画において、電力コストをはじめとするインフラコストの低減など生産効率の合理化を通じた製鉄事業者の体力強化を重要課題と位置づけるとともに、震災後に策定した「第三次鹿嶋市総合計画」では、地球温暖化対策に関する重点プロジェ

クトを設定し、地球環境対策の推進や資源循環型社会の構築に向け、CO₂削減効果のある施設利用に取り組むこととしている。

今般、対象事業者が新設する鹿島共同火力発電所5号機は、同発電所既設の3号機、4号機と合わせ、本市の製造業において出荷額の約84%、従業員数の約68%を占める鉄鋼業のうち、製造品出荷額の約81%、従業員数の約69%を占め、本市の企業向け消費電力の大部分を占める新日鐵住金株式会社の製鉄事業に、全発電量の約7割の電力を供給するための施設であり、高炉から発生する副生ガスと重油との混焼を行っていた同社の従前の発電施設と比べ、コスト面とエネルギー使用の両面で、より高効率化された電力を供給するために、副生ガスのみを専焼する最新鋭のガスタービン及び汽力を原動力とする発電出力30万kwのコンバインドサイクル発電設備を建設するものである。

これにより、対象事業者が発電する電力の大部分の供給を受ける新日鐵住金株式会社においては、コスト削減による生産効率の合理化に伴う同事業者の経営体力の強化を通じて、地域の関連業種を含めた雇用創出面での効果が見込まれる等、震災により製鉄所全体で約1,000億円の被害を受けるなど、大きなダメージを受けた地域経済の再生・活性化に寄与するとともに、導入後のCO₂排出量を約180万トンを削減（約3割減）するものである。

また、鹿島共同火力株式会社の行う電気業は、本市の電気・ガス・熱供給・水道業の従業者数の約91%を占める産業であり、同社の従業者数が約29%を占め、施設の設備投資規模も381億円と同業種の設備投資額の平均と比較しても大規模な事業となっている。

なお、本市では、現在策定中の「鹿嶋市地域防災計画」において、被災時における事業継続性の向上のための電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、電力の応急復旧のための事業者との連携強化について盛り込むこととしており、新設する発電所は既存の発電施設より耐震性の高い施設であるため、大震災発生時における新日鐵住金株式会社の生産活動の継続性確保の観点からも有効な施設である。

したがって、本事業は、計画の目標にある、「電力コストをはじめとするインフラコストの低減など、生産効率の合理化を通じた製鉄事業者の体力強化の支援や、震災前からの課題であった地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全」を達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第4号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社常陽銀行

株式会社筑波銀行

株式会社日本政策投資銀行

⑤特例の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市において対象事業者が発電する電力の大部分の供給を受ける新日鐵住金株式会社において、コスト削減による生産効率の合理化に伴う同事業者の経営体力の強化を通じて、製鉄事業に主に関連する金属製品製造業、特殊鋼製造業、製鉄工程の副生物を活用した化成品工業、合金鉄製造業のほか、物流業等の関連企業が集積している本市では、その集積効果により、地域の関連業種を含めた雇用創出面での効果が見込まれる。さらに、エネルギー使用面において、製鉄工程で発生する副生ガスを熱効率5割で最大活用してサーマルリサイクルし、より高効率化された電力を供給することにより、CO₂排出量の約3割削減が可能となる。

これらの効果は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生、地域における環境保全の確保に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、茨城県の意見を聴取した。

また、本市、株式会社常陽銀行、株式会社筑波銀行、株式会社日本政策投資銀行、鹿島共同火力株式会社、新日鐵住金株式会社、鹿泉会を構成員とする鹿嶋市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。